

水道水質基準

水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）最終改正：令和2年3月25日厚生労働省令第38号

項 目	基 準	水道法				ビル管理法		
		51項目	39項目	23項目	9項目	16項目	12項目	11項目
1 一般細菌	100個/mL以下	○	○	○	○	○		○
2 大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○		○
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	○	○					
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	○	○					
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○					
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○			●		
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	○	○					
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	○	○					
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	○	○			○		○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	○	○	○			○	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	○	○		○		○
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	○	○					
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○					
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	○				▲	
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	○					
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	○				▲	
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	○				▲	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○				▲	
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	○				▲	
20 ベンゼン	0.01mg/L以下	○	○				▲	
21 塩素酸	0.6mg/L以下	○		○			○	
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	○		○			○	
23 クロロホルム	0.06mg/L以下	○		○			○	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○		○			○	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	○	○				○	
26 臭素酸	0.01mg/L以下	○	○				○	
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	○	○				○	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	○		○			○	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	○		○			○	
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	○		○			○	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	○		○			○	
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○			●		
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	○	○					
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	○	○			●		
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	○	○			●		
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	○	○					
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	○	○					
38 塩化物イオン	200mg/L以下	○	○	○	○	○		○
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	○					
40 蒸発残留物	500mg/L以下	○	○			●		
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	○					
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	○					
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	○					
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	○					
45 フェノール類	0.005mg/L以下	○	○				▲	
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	○	○	○	○	○		○
47 pH値	5.8以上 8.6以下	○	○	○	○	○		○
48 味	異常でないこと	○	○	○	○	○		○
49 臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○		○
50 色度	5度以下	○	○	○	○	○		○
51 濁度	2度以下	○	○	○	○	○		○

▲一地下水、その他の水を水源の全部または、一部として飲料水を供給する場合は、3年以内ごとに1回、「有機化学物質7項目」の水質検査を行うこと

●一水質検査の結果水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない

水道水質基準と検査頻度

項 目	基準値						検査頻度 / 省略・削減の条件
1 一般細菌	100個/mL以下	●					● 1ヶ月×1回以上
2 大腸菌	検出されないこと	●					○ 3ヶ月×1回以上
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下		▲	△			○ 連続的に計測・記録がなされている場合は削減可能
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		▲	△			
5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		▲	△			▲ 3ヶ月×1回以上
6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		▲	△	☆		▲ 1年間×1回以上
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		▲	△			△ 原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間で全ての検査結果が1/5以下の時は削減可能 (過去3年間において、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く)
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		▲	△	☆		
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		▲	△			△ 3年間×1回以上
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		▲				△ 原水の水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間で全ての検査結果が1/10以下の時は削減可能 (過去3年間において、水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合は除く)
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		▲	△			
12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		▲	△			* 産出する藻類の発生が少なく、検査の必要性がない事が明らかな期間を除く
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		▲	△	※2		
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下		▲	△	□		* 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水ならび水源及びその周辺の状況から、検査の必要性が明らかではない場合は、全部又は一部の省略可能 ※2「ホウ素及びその化合物」 海水を原水とする場合は省略不可 ※3「臭素酸」 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		▲	△	□		
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		▲	△	□		☆ 省略の際には、薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		▲	△	□		
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		▲	△	□		□ 地下水を水源とする場合は、省略の際に近傍の地域における地下水の状況も勘案すること
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		▲	△	□		
20 ベンゼン	0.01mg/L以下		▲	△	□		▽ 省略の際には、湖沼など水が停滞しやすい水域を水源としている場合は、産出する藻類の発生状況も勘案する
21 塩素酸	0.6mg/L以下		▲				
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		▲				▽ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水ならび水源及びその周辺の状況から、検査の必要性が明らかではない場合は、全部又は一部の省略可能 ※2「ホウ素及びその化合物」 海水を原水とする場合は省略不可 ※3「臭素酸」 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可
23 クロロホルム	0.06mg/L以下		▲				
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		▲				☆ 省略の際には、薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		▲				
26 臭素酸	0.01mg/L以下		▲		※3		□ 地下水を水源とする場合は、省略の際に近傍の地域における地下水の状況も勘案すること
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		▲				
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		▲				▽ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水ならび水源及びその周辺の状況から、検査の必要性が明らかではない場合は、全部又は一部の省略可能 ※2「ホウ素及びその化合物」 海水を原水とする場合は省略不可 ※3「臭素酸」 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		▲				
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下		▲				☆ 省略の際には、薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		▲				
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下		▲	△	☆		□ 地下水を水源とする場合は、省略の際に近傍の地域における地下水の状況も勘案すること
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下		▲	△	☆		
34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下		▲	△	☆		▽ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水ならび水源及びその周辺の状況から、検査の必要性が明らかではない場合は、全部又は一部の省略可能 ※2「ホウ素及びその化合物」 海水を原水とする場合は省略不可 ※3「臭素酸」 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可
35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下		▲	△	☆		
36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		▲	△			☆ 省略の際には、薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する
37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		▲	△			
38 塩化物イオン	200mg/L以下	●	○				□ 地下水を水源とする場合は、省略の際に近傍の地域における地下水の状況も勘案すること
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下		▲	△			
40 蒸発残留物	500mg/L以下		▲	△			▽ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水ならび水源及びその周辺の状況から、検査の必要性が明らかではない場合は、全部又は一部の省略可能 ※2「ホウ素及びその化合物」 海水を原水とする場合は省略不可 ※3「臭素酸」 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		▲	△			
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下				*	▽	☆ 省略の際には、薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下				*	▽	
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下		▲	△			□ 地下水を水源とする場合は、省略の際に近傍の地域における地下水の状況も勘案すること
45 フェノール類	0.005mg/L以下		▲	△			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	●	○				▽ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水ならび水源及びその周辺の状況から、検査の必要性が明らかではない場合は、全部又は一部の省略可能 ※2「ホウ素及びその化合物」 海水を原水とする場合は省略不可 ※3「臭素酸」 浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は省略不可
47 pH値	5.8以上8.6以下	●	○				
48 味	異常でないこと	●	○				☆ 省略の際には、薬品等及び資機材等の使用状況も勘案する
49 臭気	異常でないこと	●	○				
50 色度	5度以下	●	○				▽ 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、原水ならび水源及びその周辺の状況から、検査の必要性が明らかではない場合は、全部又は一部の省略可能 ※2「ホウ素及びその化合物」 海水を原水とする場合は省略不可 ※3「臭素酸」 浄水処理にオゾン処理を用いる場合は省略不可
51 濁度	2度以下	●	○				